



セカンドオピニオン

株式会社百五銀行

2022年4月15日

百五サステナブルローン フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は、百五銀行が策定した融資フレームワーク「百五サステナブルローン」が「グリーンローン原則」（以下、GLP）及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（以下、SLLP）¹、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（以下、GL・SLL ガイドライン）²に対して整合的であることを評価した。オピニオンの構成は次の通りである。

■ オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 「百五サステナブルローン」推進に係る百五銀行のサステナビリティ方針
3. GLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1) 調達資金の使途
 - (2) 評価と選定のプロセス
 - (3) 調達資金の管理
 - (4) レポーティング
4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1) KPI の選定
 - (2) SPTs の設定
 - (3) ローンの特性
 - (4) レポーティング
 - (5) 検証
5. まとめ

¹ ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

百五銀行は三重県及び愛知県を主力営業基盤とする地方銀行。三重県内では預金・貸出金でトップシェアを維持している。市場地位の高さから百五銀行が県内において金融インフラとして果たす役割は重要で、その事業活動が地域社会に与える影響も大きい。

三重県は北部に中京工業地帯が連なり、好立地を背景に輸送用機械や電子部品関連の大企業の工場が集積している。一方、県土の約 6 割を森林が占め自然豊かな地域でもあり、農業・水産業が盛んなほか、伊勢神宮や熊野古道等多くの観光資源を有する。三重県は自然や観光資源の保全に古くから取り組んでおり、戦後の高度経済成長期に発生した四日市公害問題への対応をはじめ、県全体で様々な施策を実施している。近年は異常気象に伴う災害の増加等、気候変動を取り巻く状況の変化を受けて、2019 年 12 月に「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、2050 年までの県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目標として県が率先して取り組む決意を示した。この宣言の下、2021 年 3 月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定し、2050 年の目標達成へ向けた長期ビジョンを示し地球温暖化対策を推進している。こうした県の取り組みを通じて、環境に対する意識が県内に浸透している。

愛知県は県内総生産（名目）が全国 2 位と経済規模が極めて大きい。一方、国の特別史跡である名古屋城跡をはじめ、戦国武将ゆかりの地が数多く残されているほか、熱田神宮や豊川稲荷など神社仏閣が日本一多い。歴史ある天然温泉も数多く、観光資源にも恵まれる。環境面では 2050 年頃を見越した持続可能な低炭素社会の実現に向け、中長期的な施策の方向性を示す戦略として「あいち地球温暖化防止戦略 2020」を策定した。2018 年にはその後のエネルギーを取り巻く環境変化を踏まえつつ、中長期の地球温暖化対策を積極的にするため、温室効果ガスの削減策の方向性や気候変動の影響の適応策を盛り込んだ「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を策定し、戦略の推進を進めている。

百五銀行は 2019 年公表の「グループ SDGs 宣言」や 2022 年 4 月から始まる「中期経営計画 KAI-KAKU150 2nd STAGE 「未来へのとびら II」」において、地域が抱える課題について特に環境問題への対応を強化する方針を掲げている。百五銀行の戦略は三重県や愛知県の取り組みとも合致する。

本フレームワークは三重県・愛知県に根差した地域金融機関の立場から、環境に焦点を当て金融の面から地域企業の事業活動を支える目的で策定され、対象ファイナンスをグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンとしている。幅広い事業者が本フレームワークに基づく融資を利用できるよう、国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨を念頭に中堅・中小企業が取り組みやすい内容で設計している。

R&I は本フレームワークが GLP 及び SLLP、GL・SLL ガイドラインに対する整合性³⁾について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

³⁾フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

2. 「百五サステナブルローン」推進に係る百五銀行のサステナビリティ方針

百五銀行は2019年に公表したグループSDGs宣言において、地域金融機関として取り組むべき5つのマテリアリティを設定し、ESG/SDGsに係る施策を進めてきた。2022年4月より始まる中期経営計画では長期ビジョンとして新たに「グリーン&コンサルバンクグループをめざして」を掲げ、目指す姿の一つに「百五銀行グループは、地域のカーボンニュートラルへの公正な移行「Just Transition」を支援し、地域社会の持続可能な経済発展に貢献します。」を挙げている。重点戦略の1番目に「カーボンニュートラル戦略」を据え、金融グループとして取引先の脱炭素を中心とする課題に対し、地域にグリーンな資金の流れを生み出すことでカーボンニュートラルを強く推進する方針である。新中計ではKPIの1つとして、2022年度から2030年度のサステナブルファイナンス実行額目標1兆円（うち環境関連融資5,000億円）を設定している。

百五銀行グループSDGs宣言 (Hyakugo Bank Group Sustainability Policy)

百五銀行グループは、「SDGs」を企業行動・経営戦略につなげ、本業を通じた地域の社会的課題の解決と経済発展の両立を図ることで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

2019年10月21日

重点課題	取組方針	SDGs
地球環境・地域環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全や環境負荷低減につながる事業への支援により、持続可能な地球環境の実現に貢献します。 森林保全・省エネ活動を実践し、地域環境の保全と意識醸成をめざします。 	
地域経済の創造	<ul style="list-style-type: none"> お客さまの多様な課題やニーズに応じた金融サービスを提供し、地域経済の創造に貢献します。 先進的な金融サービスを提供し、地域企業の付加価値向上やお客さまの良質な資産形成をサポートします。 	
地域社会の持続的発展	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会の課題やニーズを敏感にとらえ、事業活動および社会貢献活動とおして地域社会の持続的発展に貢献します。 次世代をささえる子どもたちへの教育を積極的に展開し、活力ある地域社会の実現に貢献します。 	
ダイバーシティ推進	<ul style="list-style-type: none"> 多様な働き方ができる職場環境を基盤に人材の能力を最大化し、働きがいの向上をめざします。 多様なキャリア形成を可能にする社会づくりに貢献します。 	
経営管理態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理体制、コンプライアンス体制の強化・充実により企業経営の透明性向上をめざします。 	

[出所：百五銀行 ホームページ]

百五銀行では預金を環境改善事業向け融資（環境融資）に充当することで、顧客にESG分野での取組機会を提供する「グリーン預金」を2021年から手掛けている。本フレームワークに基づく融資はこうした流れに沿ったもので、グループSDGs宣言のマテリアリティで掲げる「地球環境・地域環境の保全」「地域社会の持続的発展」の解決や新中計の重点戦略「カーボンニュートラル戦略」の推進に資するサステナブルファイナンスの一つとして位置付けられる。

本フレームワークで選定するKPIは顧客の環境問題、特に脱炭素への取り組みに関連した内容である。本フレームワークに紐づく融資サービスを中堅・中小企業まで広げ、企業規模に関係なくサステナビリティ活動のすそ野を拡大するという点からみても、百五銀行のグループSDGs宣言等に合致している。またGLPやSLLP、GL・SLLガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿った取り組みである。

3. GLP 及び SLL・GL ガイドラインに対する整合性について

R&I は百五銀行の融資フレームワーク「百五サステナブルローン」のうち、グリーンローン形式のファイナンスを対象に、グリーンローンを構成する 4 つの要素（調達資金の使途、評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング）について、GLP や GL・SLL ガイドラインにおける確認事項（「べきである」事項）を充足しているかを確認した。

4 つの要素に関する本フレームワークの対応をみると、GLP や GL・SLL ガイドラインの確認事項の一部について完全に満たす内容になっていない。ただ、全体として環境や社会にポジティブな改善効果を促す内容で設計されていると判断し、R&I は評価対象のフレームワークが GLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

(1) 調達資金の使途

- ① 調達される資金は、明確な環境改善効果や社会課題解決への効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるか。

本フレームワークでは、調達した資金について環境改善効果のあるグリーンプロジェクトへの設備資金に限定して充当することを借入人に求める。リファイナンス案件も継続的に環境や社会の面で改善効果が見込めるプロジェクトを検討対象としている。

資金使途はグループ SDGs 宣言や新中計における重点戦略の内容を踏まえ、GLP 及び GL・SLL ガイドラインに示されるカテゴリの中から以下のグリーンプロジェクトを対象としている。ア～ウ以外の資金使途で申し込みがあった場合は必要に応じて子会社の百五総合研究所（以下、百五総研）に資金使途の妥当性等について意見を求め、案件として採り上げ可能か判断する。

- ア. 再生可能エネルギーに関する事業
- イ. 省エネルギーに関する事業
- ウ. クリーンな輸送に関する事業

借入人には資金使途がもたらす環境改善効果について、自ら定量的に計測可能な指標及び測定を設定することを求める。環境改善効果だけでなく、想定される環境面のネガティブインパクトについても対応方針等の確認を百五銀行が実施する。

営業店は借入人との対話を通じて、資金使途や充当プロジェクトを通じた環境改善効果を確認したうえで、「事前チェックシート」を作成し、資金使途等の妥当性を判断する営業開発部の確認を受ける。クレジット評価に関する内伺稟議で承認を得た後、営業店は「取組チェックシート」を策定し営業開発部に提出する。営業開発部は「取組チェックシート」の内容をもとに対象案件の資金使途の妥当性や環境改善効果等サステナビリティ性の最終判断を行う。営業開発部は顧客とは直接会わず、本フレームワークに基づく融資にあたっては営業推進と別にサステナビリティ性の十分性を判断する。案件検討におけるサステナビリティ性の判断に当たって、営業開発部は必要に応じて百五総研とも連携する。

- ② 調達資金の使途に関する貸し手への事前説明がなされるか

百五銀行はプロジェクトによる環境改善効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して顧客から事前説明を受ける。説明内容は営業店が「取組チェックシート」にまとめ、資金使途の妥当性を判断する営業開発部と共有される。

- ③ 調達資金の使途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーンローンである場合

百五銀行が設定するローンでは複数トランシェは設定されない。資金使途をリファイナンスとする場合のロックバック期間は適切に定められていることを確認した。リファイナンス時点以降の環境改善効果についての確認は、新規プロジェクト同様になされる。

(2) 評価と選定のプロセス

① 環境面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

一般にグリーンローンを組成する際、ローンを通じて実現しようとする環境面での目標のほか、調達資金の充当対象となるプロジェクトが目標に合致すると判断するための規準と判断プロセスの概要を借入人が貸し手に説明する。

「百五サステナブルローン」で取り扱うグリーンローンは百五銀行がフレームワークを策定するという点で一般のグリーンローンと異なる。ただ、借入人自ら意思決定し本フレームワークに紐づく融資に申し込むことや、百五銀行も事前に対象プロジェクトの選定経緯を確認し資金使途の妥当性を判断するプロセスを採っている点を踏まえると、実質的にはプロジェクトの評価と選定のプロセスに関する借入人の事前説明義務を要求する GLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿った設計がなされていると評価できる。

② 包括的な目標、戦略等への組み込みがなされるか

選定経緯を確認するプロセスにおいて、百五銀行は借入人が当該プロジェクトによってもたらそうとする環境改善効果や、対象プロジェクトと借入人の経営戦略が合致することを確認する。プロジェクトの選定における専門性は百五銀行のほか、必要に応じて連携する百五総研もその役割を果たすこととなる。

本フレームワークに紐づく融資の主要顧客として百五銀行が想定している中堅・中小企業が、サステナビリティ戦略等を明確な形で策定できるとは限らない。ただ、本フレームワークを利用することで、借入人がプロジェクトを通じて目指す効果及び事業における位置づけが明確となる。

(3) 調達資金の管理

① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

フレームワークにおいて資金の管理方法は明確に定められている。資金の支払いは、借入人からの要請を受け、請求書等のエビデンスや支払先情報を全て確認し振り込みで対応する。資金の充当状況は支払い行為を通じて百五銀行が管理する。

借入人が主体となり調達資金の管理を行う一般のグリーンローンとは異なるが、借入人にとっては本フレームワークを利用することで、実質的に原則やガイドラインが求める趣旨と同等の管理を受けることとなる。

(4) レポーティング

① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

ローン実行時に借入人から応諾が得られた場合、プロジェクト概要等に関して公表する。融資期間中は年1回の頻度で借入人から調達資金の充当状況や環境改善効果についてレポーティングの提出を受ける。営業店はレポーティングを受領後、「レポーティングチェックシート」を作成し営業開発部に提出する。営業開発部は適切な内容でレポーティングがなされているかを確認する。当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は営業店を通じて影響および対応方針等を確認し管理する体制となっている。

フレームワークが求めるレポーティング内容は、貸付人に対して報告されるべき事項を含む。ガイドラインはグリーンローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしている。百五銀行は借入人に対してローン組成時及び期中についてレポーティング内容を開示することを求めることとしており、対象顧客が可能な範囲でガイドラインに整合的な仕組みと評価できる。

② 環境改善効果に係る指標、算定方法等は適切か

フレームワークにおいて環境改善効果に係る指標及び算定方法を確認することとしており、その内容はグリーンローンとしての適切性を判断する営業開発部が確認する。資金用途の内容によっては必要に応じて百五総研からも確認・意見を依頼する方針であり、専門性についても担保される。

4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&I は百五銀行の融資フレームワーク「百五サステナブルローン」のうち、サステナビリティ・リンク・ローン形式のファイナンスを対象に、SLL を構成する 5 つの要素（KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポート、検証）について SLLP の確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を充足しているかを確認した。GL・SLL ガイドラインに関しては、同ガイドラインが挙げる SLL が備えることを期待される基本的事項（「べきである」事項）を SLLP の確認事項と対応付けて、充足の程度を確認した。

SLL を構成する 5 つの要素について、「百五サステナブルローン」は SLLP の確認事項及び GL・SLL ガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体として SLL を通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

KPI は借入人のサステナビリティの改善及び社会の持続可能性に資するものとし、「エネルギー効率」「温室効果ガスの排出」「再生可能エネルギー」を対象とする。条件として借入人だけでなく百五銀行も客観的に確認できるよう、定量的に測定可能であることを条件としている。この 3 つ以外を対象とする KPI で借入人から打診があった場合は SPTs の妥当性等で意見を求める百五総研と案件として採り上げが可能か協議する。

② KPI の重要性

フレームワークで KPI の対象とする「エネルギー効率」「温室効果ガスの排出」「再生可能エネルギー」は、借入人の包括的な社会的責任に係る戦略及び持続可能性な目標として重要な指標であるほか、地球温暖化緩和策において全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業のサステナビリティに関係するものである。グループ SDGs 宣言や新中計での重点戦略において百五銀行が掲げる方針にも沿った内容でもあり、選定される KPI の重要性に問題はない。

KPI の選定に係るプロセスは、営業店が借入人との対話を通じて、組織体制・経営方針・環境改善目標、KPI 設定可否等を確認したうえで、「事前チェックシート」を作成し、営業開発部に提出する。クレジット評価に関する内伺稟議で承認を得た後、営業店は「取組チェックシート」を策定し営業開発部に提出する。営業開発部は「取組チェックシート」をもとに KPI の重要性について評価を行う。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs は KPI に対応する野心的かつ有意義であり必要がある目標と位置付けている。定量的に測定可能な目標をとって融資期間にわたって原則毎年設定する。SPTs の設定にあたって、借入人に対しては、中核的かつ重要な事業領域においてサステナブルな取り組みを行ううえでの数値目標を設定することを求めている。

② SPTsの野心性

SPTsの野心性は以下の3つの観点のいずれか1つから判断する。

- ア. 事業者の過去の実績値（過去3年程度）と比べて妥当性があるか。
- イ. 同業他社や業界平均値と比較して妥当性があるか。
- ウ. 国際的な基準や国、地方公共団体等が定める目標に沿っているか

SLLPではア～ウの組み合わせに基づき野心性を判断しSPTsを設定すべきとしており、基本的に1つの観点のみで野心性が判断される本フレームワークの設計は、SLLPが求める要件を完全には満たさない。ただ、GL・SLLガイドラインがSLLに期待される基本的事項として挙げる「事前に設定するSPTsベンチマークに関連して借り手のサステナビリティの改善に結びつけられているべき」に配慮し野心性を判断するとしており、ア～ウの視点もSLLPが挙げる野心性判断の観点と合致する。以上を踏まえると、SPTsの野心性に関しては担保されると考えられる。

③ SPTsの達成手段と不確実性要素

KPIの選定及びSPTsの設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。SPTs達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

④ SPTsの妥当性

SPTsはKPIの選定と合わせて設定される。営業開発部は営業店が策定した「取組チェックシート」に基づき、KPIやSPTsの内容を確認する。KPIの重要性等と同様、SPTsの妥当性も営業開発部が判断し、融資統括部は関与しない。営業開発部は同シート及び借入人からの提出資料を百五総研に送付しSPTsの妥当性に関する確認を受け、その結果を踏まえ、サステナビリティ性の最終評価を確定させる。

KPIの重要性と同様、SPTsの妥当性についても営業開発部が最終判断する設計で、百五総研も確認及び意見の提示を行うプロセスを組み入れている。妥当性の判断で使用する取組チェックシートでは、野心性の判断のプロセス以外は主にSLLPがKPIの選定やSPTsの設定で求める要件を満たすことを求めている。百五総研は百五銀行の子会社であり第三者性は限定的ではあるものの、以上を踏まえるとSLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったSPTが設定される体制が整っていると考える。

(3) ローンの特長

借入人のSPTs達成への動機付けとして、SPTsの達成状況を毎年確認し、達成時には金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTsに達しなかった場合は引き下げ幅と同じ水準だけ金利を引き上げる。インセンティブに関する内容（SPTs達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等）は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に属する債権書類（特約書）に明記される。

R&IはSPTs達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すという点で十分な水準であり、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める要件を満たすことを確認している。

(4) レポーティング

借入人は融資期間にわたって、年1回SPTsの達成状況を百五銀行の営業店に報告する。レポーティング内容は営業開発部を通じて百五総研にも共有される。借入人のウェブサイト等におけるレポーティング内容の公表はしない。

SLLPにおいて借入人は少なくとも年一回貸付人がSPTsの達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。GL・SLLガイドラインも同内容を期待される基本的事項に挙げている。本フレームワークは借入人に対して、レポーティングの際にはエビデンスやデータ等、百五銀行や百五総研がSPTsの達成状況を確認できる材料を提出することを求めており、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める要件をクリアしている。一方、レポーティング内容は非開示であり、GL・SLLガイドラインにおける「借入人が調達したファイナンスをSLLとして表明する場合、貸付人に対する報告事項を一般に開示すべき」は満たしていない。ただ、本フレームワークによるローンについて、SLLPやGL・SLLガイドラインに適合した外部評価を取得したSLLではないことを百五銀行から借入人に説明するとしており、GL・SLLガイドラインにおける一般開示を要件とはしていない。

(5) 検証

百五総研は借入人から受領したレポーティングをもとに、エビデンスやデータ等を使用して検証を行い、その結果を百五銀行の営業開発部に提出する。同部は検証結果を確認し、金利変更の有無を営業店に連絡する。

フレームワークでは借入人に対し検証可能な資料の提出を求めており、SPTs達成に関する定量的な確認は百五銀行が求める水準でなされるものと考えられる。百五総研が検証を行うことで、検証結果について一定の客観性を持たせる内容になっている。一方、検証結果の情報開示に関しては、レポーティング同様に公表しないことから、SLLPが求める検証結果の公表に関する要求を充たしていないが、レポーティングと同様の整理ができる。

5. まとめ

評価対象の融資フレームワーク「百五サステナブルローン」は主に三重県及び愛知県を地盤とする中堅・中小企業を対象に、同行が目指す「地球環境・地域環境の保全」「地域社会の持続的発展」の解決や「カーボンニュートラル戦略」の推進に資する資金使途やKPIを対象とする。いずれも借入人だけでなく、すべての企業にとって環境・社会の持続可能性に関わり地球温暖化緩和策において取り組むべき重要な指標である。百五銀行は地域の中堅・中小企業の温室効果ガス排出削減等の取り組みを推進・支援することを目的として、規模や業種を問わず利用しやすい内容でフレームワークを策定している。

本フレームワークについて、R&Iは各ファイナンスを構成する要素に対し国際的な原則や環境省のガイドラインが求める事項をどの程度充足するかを確認した。グリーンローン形式に関しては、調達資金を充当する対象事業はGLPやGL・SLLガイドラインが求める方法に沿って評価する内容で設計されている。評価と選定のプロセス及び資金管理は貸付人である百五銀行側からの設定となっているが、フレームワークに沿った融資を利用することで、借入人は原則やガイドラインの趣旨を実質的に満たしていると評価できる。サステナビリティ・リンク・ローン形式はSPTsの野心性判断のプロセスやレポーティング及び検証結果の情報公開の部分で、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める水準を完全に満たさない部分が一部あるものの、KPIの選定、SPTsの設定及び野心性判断の基準、インセンティブ設計、レポーティングや検証内容に関する百五銀行への報告義務からみて、全体として、SLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったフレームワークの骨格や考え方、業務フローが設計されている。

以上を踏まえ、R&Iは本フレームワークが国際的な原則や環境省のガイドラインに整合していると評価した。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。